

『新時代不同歌合』所載実朝歌の本文の吟味から

——『金槐和歌集』の本文流伝との関連において

付、第四〇卷所載旧稿の訂正——

犬井 善 壽

へ ー へ

「『古今集』より『新古今集』に至る王朝の歌人一〇〇名を選び、時代の古新に従って左右に分ち、その秀歌三首宛を番った歌仙歌合である」とは、後鳥羽院撰の『時代不同歌合』に関する樋口芳麻呂氏の説明である。その『時代不同歌合』に倣って編まれたと見てよい『新時代不同歌合』に、源実朝が撰ばれ、惟喬親王の王子兼覧王と番えられている。その本文を、内閣文庫所蔵旧和学講談所蔵本（配架番号二〇一・二八八。『新編国歌大観 第五卷 歌合編』³所収の底本）によって示すと、以下のとおりである（歌番号・濁点は『新編国歌大観』による）。

七番

左

兼 覧 王

三七 立田姫たむくる神のあればこそ秋の木の葉のぬさと散らめ

三八 雨やまぬ軒の玉水あらしらずこひしき事のまさるころかな

（「あら」ヲ見セ消チトスル）

三九 あし引の山したしげくはふ葛のうち見てこふる我としらずや〔ち〕ヲ見セ消チトスル

右

鎌倉右大臣実朝公

四〇 和田の原八重の塩ちにとぶ鷹のつばさのなみに秋風ぞ吹

四一 秋はいぬ風に木のはのちりはて、山さびしかる冬はききにけり

四二 夕されバしほ風さむし波間よりみゆる小嶋に雪ハふりつ、

内閣文庫蔵本は、このように一歌人の三首の歌を一挙に一番に番える形式を採る。『新時代不同歌合』には、この内閣文庫蔵本のように、一歌人三首づつを左右に番えて一番とし、一〇〇人からなる五十番歌合の形式を採る伝本が幾本がある。管見に入り検討し得た九伝本（国文学研究資料館収蔵のマイクロ資料に依る検討を含む）のうち、

内閣文庫蔵 旧和学講談所蔵本 『新時代不同歌合』

（本稿における略号・内閣本）

彰考館文庫蔵（巳／一三） 『新時代不同歌合』

（略号・彰考本）

群書類従 卷二一五所収 『新時代不同歌合』

（略号・類従本）

等がこの形式を採る。

同じように一歌人三首宛を番ってはいるものの、形式を異にするのは、

歴史民俗博物館蔵 高松宮家旧蔵『代々集序例』等合綴本 『新時代不同歌合』

（略号・高松本）

宮内庁書陵部蔵（二六六・四）『待需抄』十四所収本 『新時代不同歌合』

（略号・待需本）

宮内庁書陵部蔵（二五四・七） 『新時代不同歌合』

（略号・書陵本）

彰考館文庫蔵（巳／一二）『歌合部類』所収本 『新時代不同歌合』

（略号・部類本）

神宮文庫蔵（三／九八三） 『新時代不同歌合』

（略号・神宮本）

などで、左右各歌人一首で一番とする百五十番歌合の形式で、左右に分かれた一歌人を三連番とする、という形式を採っている。兼覧王歌と実朝歌の番いは、以下に高松本を代表させて示すように、第十九番から第二十

一番までの三番である（歌番号・濁点、稿者）。

十九番 左

兼 覧 王

三七 立田姫たむくる神のあれバこそ秋のこのはのぬさとちるらめ

右

鎌倉右大臣実朝公

三八 和田の原八重の塩路に飛鷹のつばさのなみに秋かぜぞふく

廿番 左

三九 雨やまぬ軒の玉水数しらず恋しき事のまさる比かな

右

四〇 秋はいぬ風にこのはの散はて、山さびしかる冬はきにけり

廿一番 左

四一 足引の山下しげくはふくずのうらみてこふる我としらずや

右

四二 夕されバしほ風寒し波間よりミゆるこじまに雪は降つ、

他の番いも、先の三首を一挙に番える形式と同じ歌人が番えられており、左右各歌人三番三首、都合百五十番とする。

この百五十番歌合形式の変形と見てよいのだが、

宮城県図書館蔵 伊達文庫本（伊九一・二八・五二）『新時代不同歌合』

（略号・伊達本）

は、十九番にのみ左・右の別と兼覧王及び鎌倉右大臣実朝という歌人名を掲げ、兩人の番いが続く「廿番 左」「右」「廿一番 左」「右」の番号と左・右の文字は省略して掲げず、

十九番

三七 立田姫たむくる神のあれバこそ秋のこのはのぬさとちるらめ
 左 兼見 王

右

鎌倉右大臣

三八 和田の原八重のしほぢにとぶ鷹の翅のなみに秋かぜぞふく

三九 あめやまぬ軒の玉水数しらず恋しき事の増るころかな

四〇 秋はいぬ風にこのはの散はて、山さびしかる冬は来にけり

四一 あし曳の山下しげくはふ葛の恨みてこふる我としらずや

四二 夕されば塩風寒し波まより見ゆるこじまに雪は降つ、

とし、続く光孝天皇と土御門院の番いを「廿二番」とする。たまたま兼覧王と実朝の番いのみが「廿番 左」「右」「廿一番 左」「右」という番いの番号等を脱したわけではなく、全巻にわたって、この形式を採るのである。

この形式を採るのは、管見の限りでは、伊達本のみである。

なお、『補訂版国書総目録』によれば、これらの他に、京都大学・東京大学（『歌合類纂』の内）・島原図書館に各一本、『新時代不同歌合』の写本が蔵されている由であるが、未見であり、本稿では以上の九本の検討でめざるを得ない。拝見の機会を得て、補足の報告をする所存である。

『新時代不同歌合』の番いの形式は、歌人の歌三首を一挙として五十番に番えるもの、一番左右一首で同一歌人を三連番に番え都合百五十番とするもの、そしてその変形、の三様があるわけだが、その番えられた歌そのものに差し替へはない。実朝歌についても、今見たように、伝本による、また、形式の違いによる歌の差し替へはない。

左右各二歌人三首を一番とする五十番歌合形式と各歌人一首で三連番とする百五十番歌合形式のいずれがこの『新時代不同歌合』として本来的であるのか、という問題は、『新時代不同歌合』が做った『時代不同歌合』も

五十番歌合形式と百五十番歌合形式の双方が見られるわけで、『新時代不同歌合』そのものの形成と変容に関わる問題であり、実朝歌の本文流伝を追及しようとするのが課題である本稿と直接には関わらない。稿者には、この件に関する検討の準備がなく、また、その検討の余裕もない。しかし、本稿で試みような、『新時代不同歌合』所載の各歌人の三首の歌についての本来的な本文及び依拠資料からの本文変化の追及を通じて、その三首の歌の本文流伝の実態が解明されれば、結果として、『新時代不同歌合』の本来的な形式と本文とが明らかに、ということはあるであろう。

因みに、歌合形式を採る秀歌撰、いわゆる歌仙歌合が、早くから編まれている。樋口氏は、「歌仙歌合の淵源」としては、藤原公任撰の『前十五番歌合』が挙げられる」と言われ、その成立は寛弘四年（一〇〇七）正月以降で、続編の『後十五番歌合』が寛弘六年（一〇〇九）前半までの成立と推測できるとされる。寛弘四年頃に歌仙歌合が編まれ始めたというのが氏のご見解であり、この見方は現今ほぼ承認されている。これは本稿において話題とする実朝の生きた時代のおよそ二〇〇年前である。以後、目的はそれぞれであるが、数多くの歌仙歌合が編まれたのである。

その歌仙歌合の形式は、先の『前十五番歌合』が各歌人の秀歌一首を十五番に仕立てているように、別人歌各人一首を番いとして幾番かの歌合に組む、博く行われた歌合と同じ形式がこの歌仙歌合の淵源で、以後、歌人の歌を複数首ずつ一番に番えて幾番もの歌合とするもの——具平親王撰の『三十人撰』や、『三十六人撰』から推測される藤原公任撰の『三十人撰』など。また、藤原範兼撰『後六々撰』のごとく、一〇首登載歌人二人・八首登載歌人四人・六首登載歌人二人・五首登載歌人二人・四首登載歌人六人・三首登載歌人十二人・二首登載歌人八人と、歌人によって登載歌の数に差のある歌仙歌合。各歌人の歌数を各一〇首という多数で統一し、しかも一挙に番える『治承三十六人歌合』のような形式——、一番に複数歌人の歌を左右に番えて、幾番もの歌合の形式とするものなども見られる。『新時代不同歌合』の諸伝本には、それらの内の前二者の形が見られる、という

わけである。

この『新時代不同歌合』の内閣本・彰考本・類従本、つまり五十番歌合形式を採る伝本の末尾に、

新時代不同哥合 後九条内大臣基家撰之云々（内閣本による）

という奥書がある。これは著作奥書ではなく、伝聞による記載、もしくは、転写の際の書写者の意見奥書であり、先行伝本の奥書の転写である。しかし、この奥書の記載に対する有力な反証はなく、樋口氏は、種々の検討を通じて、「奥書にあるように『新時代不同歌合』は基家の撰とみてよいように思われる」とされる。現今においては、博く、この書の撰者は藤原基家と考えられている。因みに、百五十番歌合形式を採る諸本の中の一本である神宮本には、末尾に、「写本云、時代不同歌合者、後鳥羽上皇之製作、当家秘藏之抄物也」に始まり、いま引用した五十番歌合形式の伝本に見られる奥書の一文をも含めた、南朝至徳元年（一三八四）の「開府儀同三司」の書写奥書、永享八年（一四三八）の「四辻宮御自筆本」を写した書写奥書、延宝六年（一六七八）の「下冷泉持郷真蹟之本」を写した書写奥書と、三次に亘る書写の経過を示す、長文の奥書がある。この神宮本は、転写は重なっているが、かなり早い時期に書写のあったことを含めて、素性のかなりはつきりした伝本であると言える。

基家は建仁三年（一一〇三）の生まれで弘安三年（一二八〇）の没であり、本稿で話題とする実朝は建久三年（一一九二）の生まれで建保七年（一二一九）の没である。同時期に京都と鎌倉とに生きたことのある二人である。しかし、実朝は生涯関東を出なかつたと考えてよいこと、実朝の方が十一歳も年長であるという年齢差、その実朝の二十七歳という早逝（実朝の没時、基家は十六歳）、などの事実を併せ考えると、基家と実朝に直接の対面や交流があったとは考えられない。基家は後京極摂政藤原良経の息であるから、父の力が与って、書簡等による交流が実朝との間にあったかも知れないといったふうな憶測までは否定しきれないにしても、基家は、長じて後、和歌資料によって実朝の歌を知り、和歌資料によって『新時代不同歌合』に実朝の歌を撰した、と見て誤りあるまい。因みに、黒田彰子氏は、『新時代不同歌合』は「基家晩年の撰歌活動の一である」とされる⁶⁾。

本稿において、『新時代不同歌合』所載実朝歌三首について、どのような和歌資料によってこれを撰したか、その実朝歌三首が『新時代不同歌合』において如何ような本文変化を生じたか、などの問題について、『金槐和歌集』の本文流伝との関連において、検討を加えてみる。本稿の課題は、専ら、実朝和歌の本文の流伝の実態の追及である。その課題のためになぜ『新時代不同歌合』所載実朝歌を検討するのかといえ、この書が実朝の没後六十年を経ない内に成つたらしいという、実朝和歌の比較的早い文献資料であるからである。

なお、本紀要「文芸言語研究 文芸篇」第四〇巻（平成一三年一〇月刊）に投稿した拙稿「『雲玉和歌集』所載実朝歌一首の本文変化——同集所載西行歌における所拠本文との差異を援用しつつ——」において、西行和歌に関する検討の箇所において、不注意から、大きな誤りを犯した。本稿の末尾に場を得て、その訂正をさせていただきます。

〆 二 〷

樋口芳麻呂氏が、ご著書『平安・鎌倉時代秀歌撰の研究』の「第三章 鎌倉時代秀歌撰の研究 第四項 新時代不同歌合」において、『新時代不同歌合』の類従本所載歌三〇〇首について、「その歌の典故もしくは歌を収載する撰集・歌合名などを示した表」を掲げておられる。その内の、兼覧王と実朝の番いの部分を、そのまま抜粋引用すると、以下のとおりである。

七番左		兼覧王	
37	立田姫	古今集 卷 五・二九八	
38	雨やまぬ	後撰集 卷 九・五七九	
39	あし引の	後撰集 卷一〇・六〇六	
右		鎌倉右大臣（源実朝）	
40	和田の原	新勅撰集 卷 五・三一九	
41	秋はいぬ	続古今集 卷 六・五四八	
42	夕されば	続後撰集 卷 八・五二二	

樋口氏による調査のとおり、『新時代不同歌合』所載実朝歌三首は、順に、『新勅撰集』『続古今集』『続後撰集』三勅撰集の入集歌である。この『新時代不同歌合』所載全歌について出典等を調査された樋口氏は、この書にあっては「勅撰集でも文永二年（一一六五）一二月奏覧の『続古今集』以前の勅撰集の歌は、直接勅撰集が出典になっているものとみて、他の資料は掲げないことにしたい」と述べておられる。実朝歌でいうと、後述のとおり、『金槐和歌集』を始めとする他の文献資料にも載る三首である。しかるに、氏は私撰集や諸家集についてもご調査済みではあるが、勅撰三集のみを「表」に掲げておられるのである。尤も、『新時代不同歌合』の殆どの伝本の巻頭に「作者 左 自萬葉集至金葉集 右 自詞花集至続古今集」（内閣本による）もしくはこれに類する表示があり、『続古今集』までの歌人の歌がこの書に採り上げられているということは、編者もしくは書写者の承知の事柄であった。この認識が、樋口氏のご調査と作表の方針にも与つていよう。

因みに、樋口氏の旧『国歌大観』に依るご調査によれば、『新時代不同歌合』所載歌全三〇〇首の内、勅撰集入集歌は二八八首とのことである——その勅撰集入集歌の内、旧『国歌大観』所収の勅撰集では、藤原実氏歌の中の一首が『続古今集』と『続拾遺集』とに重出しており、瞻西上人歌の中の一音が『金葉集』と『新勅撰集』とに重出している。『新編国歌大観』所収の勅撰集では、それらの重出歌は、双方とも、一方の集で「異本歌」とされている——。また、樋口氏の「表」で「出典未詳」とされる歌が五首ある。稿者の『新編国歌大観』に依る調査では、その五首のうち、公経の二首目六五番は『続後撰集』一一三番、瞻西上人歌の一首目二六五番は『金葉集』初度本の七八番で、『新時代不同歌合』所載歌で勅撰集に入集している歌は都合二九〇首になり、その比率は上る。また、「出典未詳」とされる成範の二首目五三番は『治承三十六人歌合』に載る。従つて、和歌資料等に載らない出典不明の歌は、残る二首（平政村の二首目二二七番・御篋の三首目一七四番）のみである——。なお、氏によれば、『人家集』に載る歌が二首、当該歌人の家集その他に載る歌が二首、百首歌・歌合等に載る歌が二首である由である。稿者には未だ確認ができていない——。いずれにしても、殆どの所載歌が勅撰集入集歌である。しかし、全ての歌が勅撰集に入集しているわけではないのであるから、『新時代不同歌合』に

は勅撰集以外の撰歌資料があったことは間違いない。このことを、ここで、確認しておきたいと思う。

『新時代不同歌合』所載歌は殆どが勅撰集入集歌であるという樋口氏のご指摘は、間違いない。但し、樋口氏の「表」は、前引のとおり、『統古今集』以前の勅撰集の歌は、直接勅撰集が出典になっているものとみて整理しておられるため、その勅撰集入集歌が当該歌人の家集や歌合・定数歌・私撰集などに載ることがあるが、それらの和歌資料については掲出・言及しておられず、実朝歌についても、『金槐和歌集』その他に載る歌であっても、入集する勅撰集の名称と巻数と歌番号が掲げられているのみである。

そこで、『新時代不同歌合』所載実朝歌三首について、実朝の家集である『金槐和歌集』や諸勅撰集・私撰集その他の和歌資料の所載状況について調査し、歌番号によって整理してみると、以下のとおりである。

初句 (校訂)	新時代		金槐和歌集					勅撰集		私撰集・その他	
	不同	歌合	定家本	柳営本	秀逸	佳調	抜粹	抄出			
わたの原		四〇	二二二	二二五	/	/	/	新勅撰三二九	後葉一八〇二・新卅一三四		
秋は去ぬ		四一	二七五	三二二	八四	六三	五九	統古今五四五	万代一二六四		
夕来れば		四二	三一八	三六四	一〇一	七八	/	統後撰五二〇	後葉二六九三・名寄八一七六		

(注) 「後葉」は谷森本『後葉集』⁽⁷⁾、「新卅」は『新三十六人撰』⁽⁸⁾、「名寄」は『歌枕名寄』⁽⁹⁾、歌番号は『新編国歌大観』等。『金槐和歌集』諸系統の歌番号は、定家本は定家所伝本、柳営本は貞享四年版行本(以上『私家集大成』)、秀逸本は西尾市岩瀬文庫蔵本、佳調抜は大分県立図書館蔵碩田叢史所収本、抜粹は岩波文庫所収本、抄出は学習院図書館蔵千載館抄書所収本(以上、稿者試案)

実朝の家集『金槐和歌集』の諸伝本の分類について、私見を簡単に付言しておく。⁽¹⁰⁾

『金槐和歌集』には本文を異にする数多くの伝本が残されている。それらは、所載歌・部立・配列・詞書及び歌本文の大幅な相違、稿者のいう著作性本文形成⁽¹¹⁾による相違、によって、

定家所伝本系統 柳営亜槐本系統

の二系統に大別できる。また、その柳営亜槐本系統の真淵評語書入本から大幅に歌を抜いて改編した抜粹系統に、⁽¹²⁾

金槐集秀逸本系統 金槐集佳調抜系統 金槐集抜粹本系統 金槐集抄出本系統

がある。それに、詞書本文及び和歌本文の部分的な本文の差異、稿者のいう書写性本文変化による差異、によって、定家所伝本系統は、

定家所伝本系統 松平文庫本系統 群書類従本系統

の三系列に、柳営亜槐本系統は、

貞享四年版行本 貞享版行本系列 真淵評語本系列 中川文庫本系列

の四系列に、下位分類できる。先の表は、稿者なりの以上の『金槐和歌集』伝本分類の結果を併せて『新時代不同歌合』所載実朝歌を整理したものである。

このように、稿者は、『金槐和歌集』諸本を、系統分類とその下位分類である系列分類の二段構えで分類するのであるが、先の整理で分るように、『新時代不同歌合』所載実朝歌三首は、樋口氏ご作成の「表」にある勅撰三集の他、実朝の家集である『金槐和歌集』の定家所伝本系統と柳営亜槐本系統という主要系統の双方に、しかも全ての系列に載る。また、柳営亜槐本系統の真淵評語本系列から歌を抜粹した本、つまり江戸期に成った秀逸本系統・佳調抜系統・抜粹本系統・抄出本系統には、載らない歌や載せない系統がある。それに、「わたの原」(校訂)の歌は谷森本『後葉集』と『新三十六人撰』に、「秋は去ぬ」(校訂)の歌は『万代集』に、「夕来れば」(校訂)の歌は谷森本『後葉集』と『歌枕名寄』に、といった具合に、私撰集等の和歌資料にも載るのである。

このように見ると、単一の私撰集で『新時代不同歌合』所載実朝歌三首の全てを載せているものはない。特定の私撰集等が実朝歌の撰歌資料とされたのではあるまい。しかし、『新時代不同歌合』所載実朝歌は、勅撰集を撰歌資料としたのか『金槐和歌集』の定家所伝本系統あるいは柳営亜槐本系統に拠ったのかについては、検討しておく必要があるであろう。少なくとも、『新時代不同歌合』所載実朝歌の本文と実朝家集や私撰各集等に載る本文の差異の実態の確認と認識は欠かせまい。もちろん、『新時代不同歌合』全所載歌の検討によって結論された樋口氏のご見解は尊重するところである。本稿は専ら実朝歌の本文流伝の追及を行うものであり、氏の『新時代不同歌合』そのものへ切り込まれた考察とは問題意識を異にするのである。結果として、樋口氏説に賛意を表すことになったり、部分的補正を求めることはあり得ようが。

次節以下において、この『新時代不同歌合』所載実朝歌三首の本文について、この歌仙歌合の諸伝本の間の本文の差異とその本来的本文を検討し、次いで、『金槐和歌集』諸伝本間及び勅撰集入集における本文の関連において検討し、『新時代不同歌合』所載実朝歌の撰歌資料の本文を探り、この歌仙歌合における実朝歌の本文変化の跡を辿ってみることにする。

へ 三 へ

まず、『新時代不同歌合』所載実朝歌三首のこの書の諸伝本間における本文の差異を、管見に入った前掲九本について、検討しておく。検討の底本は、『新編国歌大観』所収の底本とされていることでもあり、内閣本とする。

第一首「わたの原」（校訂）の歌。内閣本の本文を再度引くと（濁点、稿者。以下同）、

四〇 和田の原八重の塩ちにとぶ鷹のつばさのなみに秋風ぞ吹

である、書陵部蔵『待需抄』所収本が、第三句「とぶ鷹の」を「とぶ空の」とし、「空」を見せ消ちにして右行間に「かり」と書き添える。「とぶ空の」では歌意が通じず、誤写であろう。「かり」への訂正は妥当である。この待需本の見せ消ち訂正の本文を含めて、第一首には、管見に入った諸伝本間に異文はない。表記に差異はあるが。

第二首「秋は去ぬ」(校訂)の歌。内閣本の本文は、

四一 秋はいぬ風に木ののちりはて、山さびしかる冬はきにけり

である。初句「秋はいぬ」を、待需本は、「秋もいぬ」とする。この歌形であっても歌意に差異はないが、「秋も」とあることで、「去ぬ」と判断する事態が「秋は」よりいささか緩められることになろうか。「秋は去ぬ」「冬は来にけり」の対比が、「は」の語で強調され過ぎることになると見て、書写者が改変した可能性もある。いま一つ、第二句「風に木ののは」を、神宮本のみ、「風に木のは」とする。これで、「秋は」「木の葉は」「冬は」と、「は」によって「秋」「木の葉」「冬」の三つを畳みかける歌になるが、『金槐和歌集』や『続古今集』等に記載の歌形が、この「風に木の葉は」(校訂)なのである。『新時代不同歌合』諸本の中で、早い書写の辿れる神宮本は原拠の本文を備えている、ということになる。他は、表記に差異が見られるのみである。

第三首「夕来れば」(校訂)の歌。内閣本の本文は、

四二 夕さればしほ風さむし波間よりみゆる小嶋に雪ハふりつ、

である。管見に入った『新時代不同歌合』九本全て、同文であり、表記に差異が見られるのみである。

『新時代不同歌合』は、いま実朝歌に見たように、全巻を通じて、諸伝本の間で本文異同が極めて少ない。実

のところ、表記の差異もさほど大きくはないと言える。とにかく、誤謬と見てよい異文がごく少々見られる程度なのである。『新時代不同歌合』においては、本文変化があまり生じなかつたということになる。その、ごく少ない本文変化についてまとめておくことにする。

実朝歌についていうと、待需本に誤写およびその誤写に関する見せ消テ訂正が一ヶ所と意改とも見える第二首の初句「秋もいぬ」という異文が見られるのみである。また、神宮本のみ第二句が「風に木のは、」とあるのは、『金槐和歌集』や勅撰集（この場合『統古今集』）と同文で、それはこの本文がこの歌の本来の歌形であるからだという見方もできるが、他の八本全てが「風に木のはの」とするとところを見ると、神宮本の方に本文変化が生じた結果、本来の本文に戻った、という見方も可能になる。

というのも、神宮本には、この本における独自の本文変化が他に見られるからである。例えば、実朝の対として番えられている兼覧王の第一首目「立田姫」の歌は、他本は全て、

三七 立田姫たむくる神のあればこそ秋の木の葉のぬさと散らめ（内閣本による）

であるが、この神宮本のみ、第四句を「秋の木葉ハ」とする——書陵本・待需本・高松本三本は、「秋のこのはの」（書陵本）とし「の」の右に「ハイ」と校合を注記する——。出典と思われる『古今集』を始めとする他の歌資料も、

『古今集』⁽¹³⁾

秋のうた

かねみの王

二九八 竜田ひめたむくる神のあればこそ秋のこのはのぬさとちるらめ

『後六々撰』⁽¹³⁾

一三二 立田姫たむくる神のあればこそ秋の木の葉のぬさと散るらめ

『色葉和難集』⁽¹³⁾

三五七 たつたひめたむくるかみのあればこそ秋の木のこのぬさとちるらめ

と、全て「秋の木の葉の」なのである。つまり、神宮本は、必ずしも出典に載る歌形で載せるわけではなく、本文変化を生じた歌形を載せることがあるのである。実朝歌第二首の第二句「風に木のは、」も、これが『金槐和歌集』等に掲載のこの歌の本来的な歌形であることは確かであるにしても、『新時代不同歌合』成立の後に本文変化が生じ、その結果、この歌の本来的な歌形に戻った、という可能性もあるわけである。もちろん、『新時代不同歌合』成立時には、神宮本のごとく、「秋の木の葉ハ」と、『金槐和歌集』や『続古今集』と同じ歌形であったものが、後に、他伝本のごとく、「秋の木の葉の」と本文変化が生じた、ということも、あり得るのではあるが。

『新時代不同歌合』所載実朝歌三首は、第二首にのみ未確定要素があるが、内閣本によって本節に引いたことき本文が祖の歌形と見ておいてよからう。これを仮に稿者なりに校訂してみると、以下のとおりである。

四〇 わたの原八重の潮路に飛ぶ雁の翼の波に秋風ぞ吹く

四一 秋は去ぬ風に木の葉の散り果てて山寂しかる冬は来にけり

四二 夕来れば潮風寒し波間より見ゆる小嶋に雪は降りつつ

へ 四 へ

『新時代不同歌合』所載実朝歌三首の本文がほぼ確定的なところまで確認できた今、次なる課題は、『新時代不同歌合』所載実朝歌三首の本文を、『新勅撰集』『続古今集』『続後撰集』三勅撰集入集歌の本文、及び『金槐和歌集』諸系統諸系列、それに私撰集等の歌集所載の本文と比較し、『新時代不同歌合』の本文と勅撰集に入集している本文との差異の有無、『金槐和歌集』の諸系統諸系列や諸私撰集の本文との相違の有無を検討し、『新時代不同歌合』所載実朝歌の本文が諸勅撰集や『金槐和歌集』諸伝本や私撰集等所載の本文とどの程度まで近似するのか、または離れるのか、いずれの集のいずれの系統のいずれの系列の本文（伝本までは限定できずとも）が

『新時代不同歌合』所載実朝歌三首の撰歌資料の本文に近いのか、などの問題の解明である。この件について、以下、検討を試みてみる。

第一首「わたの原」(校訂)の歌。『金槐和歌集』諸伝本の中で最も書写の早い藤原定家所伝本の本文を示すと、

海のほとりをすぐとよめる

二二二 わたのはらやへのしほちにとぶかりのつばさのなみにあきかせぞふく

である。前節で検討したとおり、『新時代不同歌合』諸伝本には、この歌についてはこれといった異文はない。

定家所伝本をはじめ『金槐和歌集』諸系統の殆どは「海の辺りを過ぐとて詠める」(校訂)と非題詠の扱いをするが、柳営垂槐本系統の貞享四年版行本のみ、詞書を「海上鷹」とし、題詠歌の扱いをする、という相違がある。歌本文には諸伝本に異文はない。他の諸系統本は、詞書・歌本文とも前掲の定家所伝本の本文と同文である。

『新勅撰集』には、「秋の歌詠み侍りけるに」(三一八番詞書。校訂)の詞書のもとに題詠歌として入集しているが、こちらにも、歌本文に異文はない。谷森本『後葉集』に載る本文は、詞書・歌本文とも、柳営垂槐本系統『金槐和歌集』と同文である。管見に入った諸本・諸集の中では、『新三十六人撰』の内閣文庫蔵『百人一首始』等合綴本所収『新統歌仙』のみが、第三句を「飛鳥の」とする。これは、「尸」(雁垂れ)に「鳥」を合せる「鷹」の文字の「尸」を脱したか、見誤ったか、いずれにしても、誤写・誤読という書写性の本文変化であると見てよい。

『新時代不同歌合』の実朝歌第一首「わたの原」の歌の本文は、『新勅撰集』入集本文とも、管見に入った『金槐和歌集』諸系統所収本文とも、私撰集等諸歌資料所載本文とも、差異がない。いずれも撰歌資料であり得ると言える。

第二首「秋は去ぬ」(校訂)の歌。『金槐和歌集』の定家所伝本の本文を示すと、

十月一日よめる

二七五 秋はいぬかぜにこのは、ちりはてて山さびしかるふゆはきにけり
 である。前節において指摘したとおり、『新時代不同歌合』の諸伝本の殆どが、第二句を「風に木のはの」とする。ただ、神宮本のみ、「風に木のは、」とする。

『金槐和歌集』諸伝本を見ると、定家所伝本系統の三系列と柳営垂槐本系統四系列のうちの貞享四年版行本・貞享版行本系列・真淵評語本系列は前掲の定家所伝本と同文である。しかるに、柳営垂槐本系統中川文庫本系列の諸本、即ち、祐徳稲荷神社寄託中川文庫本・宮城県図書館蔵伊達文庫（伊二四八・一三）本・神宮文庫蔵本・彰考館文庫蔵（巳六）本・歴史民俗博物館蔵高松宮家旧蔵本・篠山鳳鳴高校蔵青山文庫本・宮内庁書陵部蔵（五〇一・七二〇）本・内閣文庫蔵（二〇一・四五六）本は、第二句を「かぜに木の葉の」（中川文庫本による）とする。これは、先に指摘した、『新時代不同歌合』の殆どの伝本の本文とも共通する異文なのである。

他の部分について見ると、定家所伝本系統の内閣文庫蔵本が第三句を「散はてし」、群書類従本系列の稿者架蔵写本が第二句を「風は木の葉に」、柳営垂槐本系統真淵評語本系列の狩野文庫本と架蔵写本とが末句を「冬いきにけり」（狩野本では「い」の右に「ハ」と傍書がある）、東京大学本が初句を「秋はぬ」と字足らずになる誤脱を犯し右行間に「い」と傍書して「いぬ」を完成する、といった小異が『金槐和歌集』の伝本中に見られる。全て、各伝本の独自の書写性本文変化であると見てよく、『新時代不同歌合』の伝本へ異文の継承があったと見るべきものはない。秀逸本系統・佳調抜系統・抜粹本系統は、江戸期において真淵評語本を抜粹したという著作性本文形成で、『新時代不同歌合』の形成とは関わらないが、前掲定家所伝本と同文である。これは柳営垂槐本系統の本文と同一であるということによる。

『新時代不同歌合』の殆どの伝本に載る実朝歌「秋は去ぬ」の歌の本文は、『金槐和歌集』柳営垂槐本系統中川文庫本系列諸本とのみ合致するのであり、『統古今集』、そして『万代集』に入集する本文とは相違が見られる

わけである。中で、『新時代不同歌合』の神宮本のみ、『金槐和歌集』諸本や『統古今集』の本文と合致する。『新時代不同歌合』は形成時には神宮本のごとき本文であつて以後本文が変化した、とすれば、『新時代不同歌合』の撰歌資料の本文は『金槐和歌集』もしくは『統古今集』ということになる。『新時代不同歌合』の形成時の本文が諸本と同様であつた、とすれば、その撰歌資料は『金槐和歌集』柳営重槐本系統中川文庫本系列の本文ということになる。

因みに、稿者は、勅撰集入集実朝歌の本文を吟味した際に、『統古今集』に入るこの歌に関して、「この歌、『金槐集』諸本のほとんどの本と『万代集』とは同文であるが、貞享本系統（柳営重槐本系統のこと、本稿注）『金槐集』の写本系列（中川文庫本系列のこと、本稿注）のみ、第二句を「風に木の葉の」（伊による。「伊」は伊達文庫蔵本、本稿注）とする。写本系列の本文は『統古今集』とは関連がないとみてよい」と判断した。『新時代不同歌合』に関してはこれと正反対のことが言える、ということになる。

第三首「夕来れば」の歌。『金槐和歌集』の定家所伝本の本文は、

冬哥（但、三一六番詞書）

三一八 ゆふさればしほかせさむしなみまより見ゆるこじまに雪はふりつ、

である。前節において示したとおり、『新時代不同歌合』諸伝本は全てこれと同文で、異文はない。

この歌、『金槐和歌集』の柳営重槐本系統では「雪」（三六〇番）の詞書に括られており、秀逸本系統・佳調抜系統も同様に「雪」の詞書の内の一首である（それぞれ、一〇〇番詞書・七七番詞書）。『統後撰集』では「冬の歌の中に」の詞書の歌であり、谷森本『後葉集』では「雪」（二六六〇番）の詞書に括られて入集している。全て、題詠の扱いであると言える。

和歌本文は、管見に入った諸伝本・諸歌集の間では殆ど異文がない。『金槐和歌集』の柳営重槐本系統中川文庫本系列に属する伊達文庫本のみ、末句を「雪ぞふりつ、」とする。「雪ぞ降りつつ」（校訂）では係り結びが成

り立たず、歌の本文としては異例であり、誤写である——『古今集』¹³七五番の「雪ぞ降りつつ消えがてにする」(そうく法師。校訂)は「ぞ」の結びは「する」である——。伊達文庫本の本文は、この本に至る間に、「は(字母「者」)」を「そ(字母「曾」)」と誤読したか、誤写したか、いずれにせよ、伊達文庫本に至る間の誤謬という書写性本文変化である。『新時代不同歌合』の本文とは関わりがない。また、秀逸本系統の東海大学附属図書館桃園文庫蔵叫芳亭叢書所収本が第二句を「しほ風さむき」、『歌枕名寄』万治二年版行本が第二句を「しほ風さむみ」とする——『歌枕名寄』の永青文庫蔵本は「しほ風さむし」とあり、異文はない——¹⁵。いずれの本文であっても歌意は通じ、誤謬とは言い切れない。意改の可能性もある。また、「し」は、「し(字母「志」)」を「き(字母「支」)」と誤ることは書写においてままた見られることで、「し(字母「之」)」を「み(片仮名「ミ」)」と誤ることも書写においてしばしば見られるから、「さむし」から「さむき」「さむみ」へと書写性本文変化が生じた可能性がある、という見方もできる。『金槐和歌集』の幾つかの伝本には誤写や誤読という書写性本文変化が生じ、独自異文が見られるのであるが、この歌のばあい、『新時代不同歌合』所載の本文は、『金槐和歌集』諸系統とも、『続後撰集』とも、「室町前期頃の成立と考えられる」¹⁶という谷森本『後葉集』とも、『歌枕名寄』とも、同文である。いずれも撰歌資料であり得る。

『新時代不同歌合』所載実朝歌三首について、その本文を勅撰集や『金槐和歌集』や私撰集その他の歌資料と比較検討した結果を整理すると、以下の通りである。

第一首四〇番 『新勅撰集』・『金槐和歌集』諸系統諸系列・谷森本『後葉集』・『新三十六人撰』と合致する。

第二首四一番 殆どの本は『金槐和歌集』柳営重槐本系統中川文庫本系列諸本とのみ合致する。『新時代不同歌合』の神宮本のみ、『続古今集』・中川文庫本系列を除く『金槐和歌集』諸系統諸系列と合致し、『金槐和歌集』の定家所伝本系統や柳営重槐本系統他系列の本文とは相違がある。

第三首四二番 『続後撰集』・『金槐和歌集』諸系統諸系列・谷森本『後葉集』・『歌枕名寄』と合致する。

つまり、『新時代不同歌合』がその撰歌資料の本文を忠実に採録したのであれば、三首の歌の全てと本文が合致するのは『金槐和歌集』柳営亜槐本系統中川文庫本系列の本文である。従って、その中川文庫本系列の本文が撰歌資料ということになる——但し、第三首において、中川文庫本系列の中の伊達文庫本には『新時代不同歌合』と異文があるから、今の言いようは、「伊達文庫本を除く」という条件語を被せることになるが——。『金槐和歌集』の他の系統や柳営亜槐本系統の他の系列諸本、それに、勅撰集は撰歌資料ではありえない、ということになる。少なくとも、第二首目は、『続古今集』が撰歌資料ではありえない、とすることはできる。『新時代不同歌合』が、実朝歌三首をそれぞれ異なった種類の撰歌資料から採った、つまり、或る歌は勅撰集から、或る歌は『金槐和歌集』から、或る歌は私撰集から、それぞれ別個に採った、あるいは、撰歌資料の本文から自由に本文を変えて採った、というのなら、話は別であるが。

但し、『新時代不同歌合』の原初の本文が神宮本のごときものであつて——前述のとおり、神宮本には早い書写があつた——、この書が撰歌資料の本文を忠実に採録したのであれば、『新時代不同歌合』の撰歌資料は、『続古今集』もしくは『金槐和歌集』の中川文庫本系列を除く諸系統諸系列ということになる。そして、『新時代不同歌合』の実朝歌二首目の本文に変化が生じた、その本文変化は、『金槐和歌集』柳営亜槐本系統中川文庫本系列の本文変化と偶然一致した、もしくは、その本文変化の生じた本に拠つて中川文庫本系列において本文が改められた、ということになる。

へ 五 へ

『新時代不同歌合』の殆どの伝本に載る実朝歌三首全てと本文が合致するのは、管見に入つた和歌資料では、『金槐和歌集』の柳営亜槐本系統中川文庫本系列（但し、伊達文庫本を除く）の本文のみである。『新時代不同歌合』の神宮本のみ、『続古今集』あるいは『金槐和歌集』諸伝本の本文と合致する。以上の事実が明らかになつ

た。

『新時代不同歌合』の撰者基家が撰歌資料の本文に忠実に歌を採ったのであれば、実朝歌については柳宮重槐本系統中川文庫本系列『金槐和歌集』の本文を撰歌資料とした、もしくは、勅撰集あるいは『金槐和歌集』を実朝歌の撰歌資料として撰者基家が編んだ『新時代不同歌合』の本文は神宮本のごとき本文であった、ということが考えられるのである。尤も、所載の兼覧王歌を見ると、神宮本は必ずしも勅撰集の本文を忠実に採った本文とは言い難いが。

しかるに、先に紹介したとおり、樋口氏は、『新時代不同歌合』所載歌で勅撰集に入集している歌について、「勅撰集でも文永二年（一一六五）一二月奏覧の『統古今集』以前の勅撰集の歌は、直接勅撰集が出典になっている」と見ておられる。『新時代不同歌合』所載実朝歌三首は、順に、『新勅撰集』『統古今集』『統後撰集』であり、全て、樋口氏の言われる「『統古今集』以前の勅撰集」である。従って、樋口氏説に拠ると、三首とも勅撰集を撰歌資料にしたということであるから、今述べた内の後者の考え方、つまり、『統古今集』等の勅撰集を実朝歌三首の撰歌資料として撰者基家が編んだ『新時代不同歌合』の本文は神宮本のごとき本文であった、ということになる。

この微妙な齟齬について、以下、稿者なりに考え得るさまざまな可能性の解釈を試みておくことにしたい。
第一の解釈は、こうである。

本稿における検討の結果の自然な解釈であるのだが、『新時代不同歌合』の撰歌資料は、樋口氏の説かれるとおり、勅撰集である、という見方である。『新時代不同歌合』所載実朝歌の第二首目「秋は去ぬ」の歌も神宮本の本文に見るごとく勅撰集と合致する本文が存在することからして、勅撰集が撰歌資料であると見てよい。この歌仙歌合の初期の形式も、神宮本のごとき百五十番歌合形式であった可能性がある、と言える。以後、『新時代不同歌合』が転写されるに従って、他の伝本のごとき異文が生じた。前述のとおり、大きな本文変化ではなかつ

たわけであるが。その本文が、『金槐和歌集』柳営垂槐本系統中川文庫本系列の本文と合致することになった、あるいは、中川文庫本系列において本文改変の際に『新時代不同歌合』が参照された、という解釈である。

第二の解釈も、本稿における検討の結果のごく自然な解釈である。

『新時代不同歌合』所載実朝歌三首の撰歌資料は単一で、『金槐和歌集』の柳営垂槐本系統中川文庫本系列の本文を有する資料であった、勅撰集三集が撰歌資料であったわけではない、という解釈である。

『金槐和歌集』柳営垂槐本系統中川文庫本系列は、既に報告したとおり、所載歌・部立・配列の点では柳営垂槐本系統の本文であるが、その系統の中では、詞書及び歌本文の字句の細部の点で、他の系列に比して、定家所伝本系統と共通異文を有する歌が多い。¹⁷ 柳営垂槐本系統の中では、定家所伝本系統から連なる本文を伝えていると考えられる——たとえそれが定家所伝本系統本文を参照した上での後の改訂であったとしても——。『金槐和歌集』柳営垂槐本系統本文の形成時期は確定的ではないが、稿者は、勅撰集入集実朝歌の本文を検討し、「その組成や部類や歌順は別として、現在見る貞享本系統（柳営垂槐本系統のこと、本稿注）の校訂本文とほぼ同じ本文が、『続古今集』の寛宴の文永三年（一二五六）の頃には成っていた可能性がある」と結論した。¹⁴ 柳営垂槐本系統は意外に早い本文形成であり、その中川文庫本系列の本文が『新時代不同歌合』の撰歌資料とされた、ということとは十分にあり得るのである。

この解釈をする時、問題となるのが、『新時代不同歌合』実朝歌第二首目「秋は去ぬ」の歌の神宮本における独自異文「風に木のは、」である。単純に「風に木の葉の」を書き誤ったというだけのことであるのなら、問題はさほど複雑ではない。しかし、書写者の故意の本文改変であるのなら、これは、『金槐和歌集』その他の本来的な本文を知っていて改めた、ということになる。ただ、稿者は、直前に載る兼覽王歌の第一首目の第三句を勅撰集や諸伝本が「秋の木の葉の」とするところをこの神宮本のみ「秋の木の葉ハ」とする事実から、これが実朝歌第二首の「風に木のは、」という異文を生じる遠因になった、あるいは、「は」に書写の勢いで踊り字の「、」

が続き、「は、」となった、それに拠って成った本文が、たまたま『金槐和歌集』や『続古今集』の本文と一致する方向のものであった、ということもあり得る、と考えるのである。

第三の解釈はこうである。

『新時代不同歌合』所載実朝歌三首は、樋口氏の説かれるとおり、『新勅撰集』『続古今集』『続後撰集』の三勅撰集を撰歌資料とする。この点は第一の解釈と同じであるが、第一の解釈と異なるところは、以下の点である。実朝歌の第二首目「秋は去ぬ」の歌に『新時代不同歌合』と『続古今集』の間で本文に相違が見られるのは、『新時代不同歌合』が『続古今集』の伝本の中で第二句を「風に木の葉の」とする伝本を撰歌資料にしたことに因る、という可能性がある。

『続古今集』の伝本は数多く、『補訂版国書総目録』を見るだけで、二十一代集としての写本十九本と、二十一本の単独の写本と幾種かの版行本の存在が知られ、『古典籍総合目録』にも三本の写本と数種の版行本が掲出されている。それに、国文学研究資料館収蔵のマイクロ資料を数えると九十一の写本・版行本があり、その中には、『補訂版国書総目録』や『古典籍総合目録』に登載されていない伝本も多い。それらの全ての伝本を調査したわけではないが、「秋は去ぬ」の歌の第二句を「風に木の葉の」とする本は、管見に入らない。しかし、数多い伝本のこと、管見に入らないだけで、第二句を「風に木の葉の」とする本が伝存する可能性は大きい。この件、大方のご教示を頂きたい。

それに、『新時代不同歌合』の撰者基家は、この『続古今集』の追加撰者である。素性の良い『続古今集』の本文を知ることの出来る立場にあった。『新時代不同歌合』所載実朝歌第二首目「秋は去ぬ」の第二句は、『続古今集』としては、「風に木の葉の」とするのが本来的であったのかも知れない。あるいは、神宮本のごとく、「風に木の葉は」が原初の本文であったのかも知れない。いずれにせよ、『新時代不同歌合』所載実朝歌の撰歌資料は、やはり、樋口氏の言われるように、勅撰集であるという可能性はあることになる。

尤も、以上の解釈の前提として、『新時代不同歌合』は撰歌資料の本文に必ずしも忠実であったわけではない、ということが証明される必要がある。そして、その作業は、『新時代不同歌合』所載全三〇〇首一々について、勅撰集・当該歌人の家集、私撰集・その他の和歌資料の本文との比較検討が必要になるが。

この場合、『新時代不同歌合』の撰歌資料は、勅撰集である可能性と、『金槐和歌集』の柳営亜槐本系統中川文庫本系列を除く諸本の本文であるという可能性との、二つの可能性があることになる。

稿者は、『新時代不同歌合』所載実朝歌三首と『金槐和歌集』と諸勅撰集との本文の比較の結果から、『新時代不同歌合』の撰歌資料についての三とおりの可能性を指摘した。これは大別すると二とおりになるのであるが、一つは、『新時代不同歌合』が『金槐和歌集』を撰歌資料とするのなら、それは柳営亜槐本系統中川文庫本系列の本文である。いま一つは、勅撰集を撰歌資料とするのなら、その内の『統古今集』は、「風は去ぬ」の歌の第二句を「風に木の葉の」とする本である、現存する伝本の中では、まだ管見には入らないが。

いずれが正鵠を射ているか、現在のところ、わからない。『新時代不同歌合』と『金槐和歌集』柳営亜槐本系統中川文庫本系列との本文が合致するが、これとて、偶然の一致であるということも考えられる。第四の可能性である。

要するに、現在の資料条件では、『新時代不同歌合』所載実朝歌三首の撰歌資料は特定することが出来ない、幾つもの解釈が可能である、これが本稿の結論である。諸事実を検討した結果、かような結論を提示するにとどめざるを得ないのである。

きちんとした結論の出ない本稿であるが、『新時代不同歌合』所載歌の中の実朝歌のみの本文に関して検討するだけで明かにできた諸事実を、『金槐和歌集』の本文流伝との関連において検討すると、『金槐和歌集』から勅撰集へ、そして、縦に列ぶのか並行するのかは判然としないが、『新時代不同歌合』へ、という流れの中で、実朝

歌の本文の変容の一面が或る程度辿り得、また、『新時代不同歌合』の形式と歌本文の変容に關しても、『新時代不同歌合』の撰歌資料は勅撰集であるということだけでは解決しない問題があり、幾つかの可能性が考えられる、ということが明かになったのである。全一〇〇人の三〇〇首について検討すれば、かなり正確なところが判明すると考えられる。そのことが明かになったこと一つとつても、拙論小考の意味はある、と考える。

それにしても、『金槐和歌集』柳営垂槐本系統中川文庫本系列のみ『新時代不同歌合』諸伝本所載の実朝歌三首と本文が合致する、という事実が明らかになったことは、『金槐和歌集』諸伝本の本文の流伝の解明を旨とする本稿としては、特にその内の柳営垂槐本系統諸本の形成と本文の流伝を解明する点で、貴重である。また、『新時代不同歌合』の神宮本のみ『続古今集』や『金槐和歌集』と同文であるという事実の指摘も、これまた、貴重である。早い書写のあった神宮本から諸伝本の本文へ、という流れが間違いないことになれば、『新時代不同歌合』の流伝——本文の点でも、百五十番歌合形式から五十番歌合形式への流れという点でも——の糸口が見えるからである。本稿のごとき検討を所載の各歌人について重ねること、『新時代不同歌合』全体の流れも把握できる可能性があるわけである。

いま一つ、『新時代不同歌合』における実朝歌の本文変化は極めて小さい、という事実も、実朝歌の本文流伝の解明を期す本稿としては、看過なしえぬ事柄の確認なのである。

繰り返しておく。『金槐和歌集』から勅撰集へ、そして縦に列ぶのか並行するのかは判然としないが、『新時代不同歌合』へ、という流れに關して、幾つもの可能性が指摘できた。『新時代不同歌合』の神宮文庫蔵本のみが勅撰集や『金槐和歌集』の本文と合致することから、撰者基家が撰歌資料に忠実に歌を採ったのならこの歌仙歌合は百五十番歌合形式から五十番歌合形式へと変容を遂げたということの糸口が見えることになった。『金槐和

歌集』の本文流伝の問題に關しても、『新時代不同歌合』の本文の流伝の問題に關しても、看過なし得ない事実が指摘できたのである。全巻に亘る検討でない点で、問題提起の域を出ない面なきにしもあらずではあるが、この所載の実朝歌、こと『金槐和歌集』の本文流伝との関連、この二点においては、かなり確かなことが見えてきた、とは言つてよいのである。実朝歌の本文流伝の解明が課題である本稿を、「所載実朝歌の本文の吟味から」と題した所以である。

(注)

- (1) 樋口芳麻呂氏『平安・鎌倉時代秀歌撰の研究』（昭和五八年二月刊）
- (2) 『和歌大辞典』の「新時代不同歌合」の項（家郷隆文氏担当）に、「後鳥羽院の時代不同歌合に準拠して、その作者は重複していない」と指摘があり、『新編国歌大観 第五巻 歌集』所収『新時代不同歌合』の「解題」（黒田彰子氏担当）に、「本歌合は、後鳥羽院の手に成る時代不同歌合の補遺的性格をもち」という指摘がある。
- (3) 『新編国歌大観 第五巻 歌集』（昭和六二年四月・黒田彰子氏担当）
- (4) 『和歌大辞典』の「新時代不同歌合」の項（家郷隆文氏担当）に、「群書類従二一五所収本・内閣文庫本・神宮文庫本・彰考館文庫本など九本ある」とある。『補訂版国書総目録』によれば、稿者の調査し得た「九本」の外に、京都大学・東京大学・島原図書館に写本が各一本蔵されている。現今では十二本の所在が知られている。
- (5) 注1の樋口氏著の「第一章 平安・鎌倉時代秀歌撰の概観」及び『新編国歌大観 第五巻 歌集』所収による。
- (6) 『新編国歌大観 第五巻 歌集』所収『新時代不同歌合』の「解題」（昭和六二年四月）
- (7) 谷森本『後葉集』は、『函書寮叢刊 後葉和歌集』（昭和五一年三月）に拠る。
- (8) 『新三十六人撰』は、『群書類従 卷第五百五十九』所収に拠る。
- (9) 『歌枕名寄』は、『古典文庫』（底本、万治二年版行本）に拠る。
- (10) 『金槐和歌集』の伝本分類に關する私見は、『金槐和歌集』貞享本系統本文考（筑波大学平家部会論集）・第五集・平成七年十一月）・『金槐和歌集』定家本系統本文考（筑波大学平家部会論集）・第六集・平成九年六月）、及び、それらを増補・整理した口頭発表「『金槐和歌集』の伝本分類」（筑波大学日本文学会例会・平成一〇年一月七日・筑波大学）において提示した。
- (11) 「著作性本文形成」「書写性本文変化」の語の定義は、拙論「『平家物語』の成立基盤——その書承的側面——」

付、第四〇卷所載旧稿の訂正

- (1) 『平家物語の成立』・平成五年一月、所収)を、ご参照ありたい。
- (12) その抜粹の実態については、「抜粹諸系統『金槐和歌集』歌番号対照表——柳営重槐本系統賀茂真淵評語本との比較——」(筑波大学平家部会論集)・第七集・平成十一年三月)を、ご参照ありたい。
- (13) 『古今和歌集』(底本、安藤柳司氏現蔵伊達家旧蔵本)、『後六々撰』(底本、群書類従巻第五百五十九所収本)、『色葉和難集』(底本、日本歌学大系別巻2所収本)の本文は、『新編国歌大観』所収に拠る。
- (14) 「勅撰和歌集入集実朝歌の本文——『金槐和歌集』の本文流伝との関連において——」(『文芸言語研究 文芸篇』・第三二巻・平成九年一〇月)
- (15) 渋谷虎雄氏著『校本詞枕名寄 本文篇』(昭和五二年三月)に拠る。
- (16) 『和歌大辞典』の「後葉和歌集」の項(小池一行氏担当)。
- (17) 『金槐和歌集』柳営重槐本系統の中川文庫本系列が柳営重槐本系統の中では定家所伝本系統に近い字句を有する。ことは、拙稿「谷森本『後葉和歌集』所載実朝歌の本文吟味から」(本紀要・第二八巻・平成七年九月)に於いて指摘し、以後、『金槐和歌集』の本文に関する幾つかの拙論においても指摘した。但し、当時は、この系列のことを「貞享本系統の写本系列」と呼んでいた。

稿者は、本紀要の第四〇卷(平成一三年一〇月発行)に、『雲玉和歌集』所載実朝歌一首の所拠本文からの本文変化——同集所載西行歌における所拠本文との差異を援用しつつ——という論を投稿した、その論において、不注意な誤謬を犯した。ご迷惑をお掛けした向きにお詫び申しあげ、この場を借りて、その訂正を行うものである。

〔誤謬〕

(一五頁一〇行目以下の、次に掲げる記述の内の傍線部分)

また、

正広と申せし当代聞えありし人の哥に

一〇二 ひとつふたつ老木の桜咲にけり今年斗や風をうらみむ

西行の老木いまいくほどの春より出てと(今神・松) 年斗の風の恨めづらしけれど、我身の行衛覚束なし

は、歌僧正広の歌(『松下集』一二八三番・『兼載雑談』四六番)に関連して、西行歌における「老木」に言及するわけであるが、西行の詠歌で「老木」を詠んだものは、『聞書集』に載る、

寄花述懐 (但シ、六四番詞書)

六五 花のいろにかしらのかみしさきぬればみはおいきにぞなりはてにける

があるのみで、この「西行の老木いまいくほどの春より出て」とは繋がらない。この「老木」の西行歌の出所は不明なのである。

〔訂正〕

(「誤謬」として掲げた内の傍線部分を次に掲げる通り訂正する)

正広と申せし当代聞えありし人の哥に

一〇二 ひとつふたつ老木の桜咲にけり今年斗や風をうらみむ

西行の老木いまいくほどの春より出てと(今神・松) 年斗の風の恨めづらしけれど、我身の行衛覚束なし

は、歌僧正広の歌(『松下集』一二八三番・『兼載雑談』四六番)に関連して、西行歌における「老木」に言及するわけであるが、これは『山家集』『西行上人集』『山家心中集』『別本山家集』『統古今集』等に載る、

ふる木の桜の、ところぐ咲きたるを見て

九四 わきて見ん老木は花もあはれなり今いくたびか春にあふべき〔山家集〕。陽明文庫蔵本を校訂
 を念頭においている。「今いくたびか」を「いまいくほどの」とする伝本や集は管見に入らず、正広は、西行の
 歌の字句を改めながら引いている、ということになる。

〔訂正〕本文の位置の修正

なお、今「誤謬」として掲げた部分は、「現存和歌資料を以つてしては西行詠と確定できない歌が『雲玉和歌集』において西行歌として引用されることがある、他の和歌資料に見られない歌が『雲玉和歌集』において西行歌とされることがある」(一五頁二行目)例として掲げたものである。しかるに、以上の訂正によって、これは「西行の歌の字句を改めながら引いている」例になつたわけである。従つて、今掲げた「訂正」全文は、『雲玉和歌集』に引用されたその際に本文が変化したのではないか、とも見える例」(一三頁一〇行目)の最末尾、即ち、一四頁最終行に続き、一五頁第一行目に位置に配すべき記述になる。

よつて、ここに「誤謬」として掲げた全文を削除し、「訂正」として掲げた全文を一四頁最終行に続く一五頁第一行目に挿入する。